

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課長

平成30年度指定放課後等デイサービスの報酬区分の算定について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に格段のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分について、平成30年3月31日時点において既に存する事業所については、報酬区分の導入当初の措置として、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合で報酬区分を判定しましたが、導入後3ヶ月経過後は、3ヶ月間における障害児の延べ利用人数により改めて算出し判定することとされています。

つきましては、平成30年4月から6月までの実績を算出いただき、4月に提出した体制届から区分が変更となる事業所につきましては、改めて体制届による報告が必要となりますので、次のとおり関係書類の提出をお願いいたします。

1 対象

- (1) 4月の体制届が区分1で、3ヶ月間の実績が区分2となる事業所
 - (2) 4月の体制届が区分2で、3ヶ月間の実績が区分1となる事業所
- 4月に提出した体制届から区分が変わらない事業所については、対応不要です。

2 提出書類

- (1) 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）
- (2) 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- (3) 報酬算定区分に関する届出書（別紙17-2）

3 提出方法

障害政策課まで郵送または持参でご提出ください。

【提出先】

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 指定・指導班

4 提出期限

平成30年7月13日（金）必着

以上

【問い合わせ先】

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課

指定・指導班

TEL：042-707-7055